

○清瀬市長期総合計画策定審議会条例

昭和47年7月6日条例第15号

改正

昭和51年10月1日条例第28号

平成6年9月30日条例第21号

平成19年12月27日条例第33号

清瀬市長期総合計画策定審議会条例

(設置)

第1条 清瀬市長期総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、清瀬市長期総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画策定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 教育委員会委員

(2) 農業委員会委員

(3) 学識経験を有する者

(4) 一般公募による市民

(5) その他市民のうちから市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(役員)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、少数意見を答申に付記するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会の意見を聞き、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月1日条例第28号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第21号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第33号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。